

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

美浦村は、関東平野の北東部、茨城県の南部に位置している。東京まで約 60 km、県都水戸まで約 40 km、業務核都市のつくば・牛久・土浦には約 20 km の距離にある。

村の北部や東部は日本第二の面積を有する湖沼である霞ヶ浦に面し、北西は筑波山を望むことができる。

隣接都市としては、西部に阿見町、南部に稲敷市と隣接している。

現在の人口は 15,597 人、世帯数は 6,657 世帯 (H30.4.1 現在)、一世帯あたり人員数は、2.34 人となっている。

昭和 50 年から平成 17 年まで増加傾向にあったが、平成 17 年の 18,469 人をピークに減少傾向に転じている。

世帯数は、平成 23 年から減少傾向にあり、一世帯あたりの人員も減少傾向にある。昭和 50 年から昭和 55 年にかけて人口が約 66%、世帯数が約 94% と大幅に増加しているが、要因としては、昭和 53 年に JRA 美浦トレーニング・センターが立地したことによる。

少子高齢化の進行に伴って、今後も人口減少が続くものと想定される。

広域幹線道路は、村を東西に横断する国道 125 号があり、バイパス整備が進められている。また、村に隣接する阿見町、稲敷市には首都圏中央連絡自動車道があり、つくば市や首都圏への接続が容易に行える環境となっているほか、成田国際空港のある成田市を結ぶ区間の建設も進められ、東関東自動車道と接続したことにより、首都圏へのアクセスが良好な地域である。

公共交通機関は、路線バスとデマンド乗合タクシーがある。路線バスは (株) JR バス関東により運営され、霞ヶ浦線と君島線がある。デマンド乗合タクシーは、登録制で平日に営業されており、村内全域と阿見町の東京医科大茨城医療センターを営業区域としている。

美浦村の就業人口構成を見ると、第 1 次産業は、昭和 55 年の約 5,000 人・約 1,000 戸から現在約 1,700 人・約 400 戸、特産品である米農家や野菜農家の減少にともない経営耕地面積、農業産出額も減少している。

第 3 次産業では、現在就業者数約 5,000 人で、生活関連サービス業、娯楽業に携わる就業者が約 1,500 人 (主に日本中央競馬会関係者)、次いで卸売・小売業が約 800 人、医療・福祉が約 500 人となっている。

第 2 次産業では、製造業の就業者が最も多く第 2 次産業就業者数約 2,000 人の内、76% 約 1,500 人となっており、製造品出荷額約 4,300 千万円の内、生産用機械業が

全体の53%を占めている。続いてパルプ・紙加工品、プラスチック製品が占めている。推移としては、従業員数が平成7年の約2,500人をピークに、事業所数は平成12年の50か所をピークに減少傾向にある。また、製造品出荷額は、平成7年の約14,000千万円をピークに減少傾向にあり、このような厳しい状況となっていることから、生産性の向上が不可欠となっている。

(2) 目標

美村村は、交通インフラが充実した中心部に、集積回路製造業、精密化学製品製造及び研究、食糧品製造業などが集積している。成長ものづくり産業を推進するため、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、村内中小企業者の生産性向上を図る。これを実現するための目標として、年1件の先端設備等導入基本計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

美浦村は、農業・商業・工業など多岐にわたる産業が村内の経済、雇用を支えているため、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

美浦村は、企業業種が製造関係、食料品関係、研究施設が立地できる木原工業専用地域を中心に、技術先端型工場・研究所等が村内全域に立地することが可能であり、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は村内全域とする。

(2) 対象業種・事業

美浦村の産業は、農業・商業・工業と多岐にわたるが、各産業、各事業者における生産性向上に向けた取り組みは、新技術・新製品や新商品の開発、機械化や自動化の推進などで、多様な業種・事業が経済及び雇用を支えているため、これらの産業で広

く事業者の生産性向上を実現するにあたり、本計画において対象とする業種・事業は、全業種・全事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は3年間、4年間、5年間のいずれかとする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を計画認定の対象としない。
- ・設備導入に伴う人員増が労働生産性の評価に当たって不利にならないよう雇用の安定に配慮する。
- ・公序良俗に反する取組を行う中小企業者、反社会的勢力との関係が認められる中小企業者については対象としない。